参考

令和7年度森林経営プランナー認定要件に係る令和6年度協会指定研修

森林施業プランナー協会では、森林経営プランナー認定要件の一つとして、「森林経営プランナー認定要領」において、協会が指定する研修の受講を規定しております。
新規認定申請に必要な研修を下表に取りまとめましたのでご参照ください。

森林経営プランナー認定要件の１つを満たすことができる

≪森林経営プランナー新規認定申請に必要な専門研修≫

いずれか1回受講

研修名	実施日
【令和2年度】森林経営プランナー育成専門研修（第1回～第4回）	実施済み
【令和3年度】森林経営プランナー育成専門研修（第1回～第6回）	実施済み
【令和4年度】森林経営プランナー育成専門研修（第1回～第4回）	実施済み
【令和5年度】森林経営プランナー育成専門研修（第1回～第3回）	実施済み
【令和6年度】森林経営プランナー育成専門研修（第1回～第2回）	実施済み

※注意　林業経営体強化専門研修は対象外です。

≪森林経営プランナー新規認定申請に必要な一般研修≫

いずれか1回受講

研修名	実施日
【令和2年度】森林経営プランナー育成一般研修（第1回～第2回）	実施済み
【令和3年度】森林経営プランナー育成一般研修（第1回～第4回）	実施済み
【令和2年度補正】林業経営体強化一般研修（第1回～第4回）	実施済み
【令和4年度】森林経営プランナー育成一般研修（第1回～第4回）	実施済み
【令和3年度補正】林業経営体体制強化研修（第1回～第4回）	実施済み
【令和5年度】森林経営プランナー育成一般研修（第1回～第3回）	実施済み
【令和6年度】森林経営プランナー育成一般研修（第1回～第2回）	実施済み

◎認定要件の1つを満たすには、≪専門研修≫と≪一般研修≫の両方の受講が必要です(各1回)。
◎認定申請の際に、各研修の修了証書の写しが必要です。なお、修了証書の有効期限は5年間です。